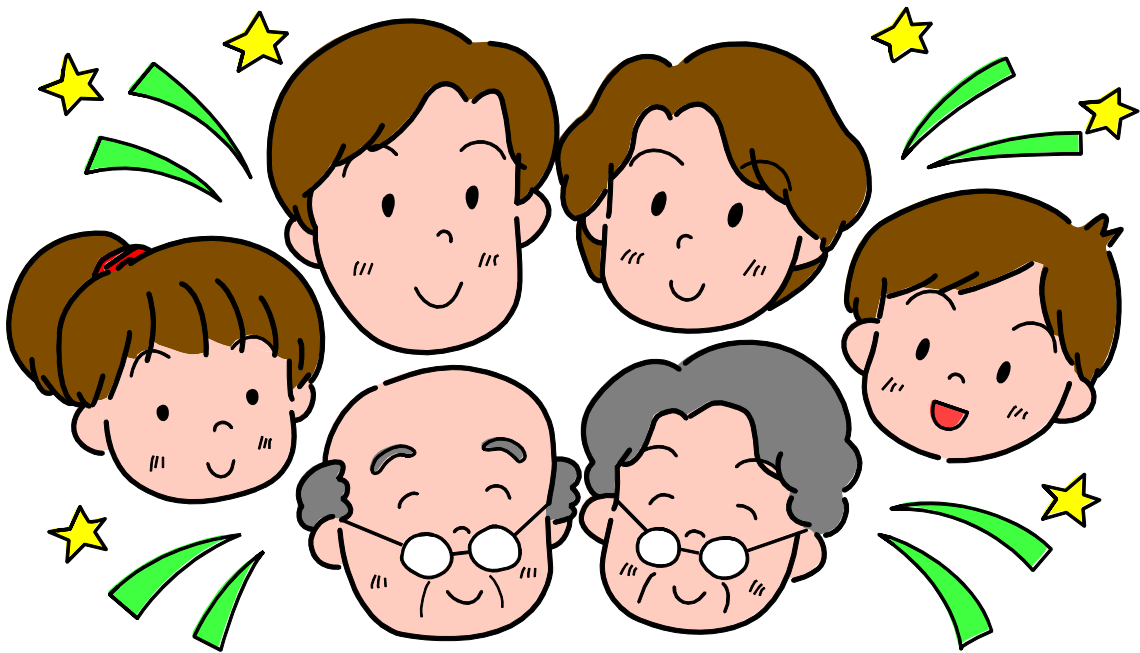
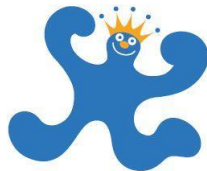




# 高齢者福祉サービスガイドブック



射水市



射水市

H24.7.1 現在



お問い合わせ

射水市役所（新湊庁舎）長寿介護課 長寿福祉係 Tel.82-1952

# 目 次

## ①相談窓口

1	地域包括支援センター	1
2	在宅介護支援センター	1
3	民生委員・児童委員	1

## ②福祉サービス

### ◎在宅福祉サービス

1	ホームヘルプサービス	2
2	デイサービス	2
3	ショートステイ	2
4	配食サービス	2
5	寝具洗濯乾燥	2
6	高齢者が住みよい住宅改善	3
7	おむつ支給	3
8	認知症高齢者徘徊 SOS 緊急ダイヤル	3
9	徘徊高齢者家族支援サービス	3
10	高齢者外出支援サービス	3
11	移送サービス	4
12	日常生活用具の給付等	4
13	ミドルステイ	5
14	軽度生活援助事業	5
15	訪問理容サービス	5
16	ひとり暮らし高齢者等除雪助成	5
17	高齢福祉推進員設置事業	5
18	家具転倒防止器具設置事業	6

### ◎手当等

1	在宅要介護高齢者福祉金	6
2	在宅福祉介護手当	6
3	敬老福祉年金	6

### ◎権利擁護対策

	成年後見制度利用支援	6
--	------------	---

## ③生きがいづくり

### ◎社会参加活動等

1	老人クラブ活動	7
2	シルバー人材センター	7
3	福祉入浴券交付事業	7
4	節目祝い事業	7

### ◎施設

1	ふれあいサロン	8
2	足洗老人福祉センター	8
3	小杉ふれあいセンター	8

## ① 相談窓口

### 1 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やご家族を、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援する相談窓口で、市や関係機関との連絡調整を行います。

センターには、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師（または経験のある看護師）がおり、適切なサービスを提供できるように電話や来所、訪問での相談を24時間体制で受付ます。

#### ※主な業務

- ① 高齢者の総合相談・支援
- ② 高齢者の権利擁護や虐待の早期発見、予防等
- ③ 介護予防サービスの相談・計画
- ④ 継続的なサービスの支援

### 2 在宅介護支援センター

高齢者やご家族の在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、市や各地域包括支援センター等との連絡調整を行います。

電話や来所での相談を24時間体制で受付ます。

※各種福祉用具を展示しています。

用具の選択、使用方法についても相談できます。

※在宅福祉サービス、介護保険申請の手続きを代行しています。

### 3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民に最も身近な相談相手です。相談に適切な助言・指導を行うとともに、市や関係機関との連絡調整を行います。

#### ★ お問い合わせ

《新湊地区》

- ・新湊西地域包括支援センター

朴木 211-1                      TEL83-7171

（特別養護老人ホーム射水万葉苑内）

- ・新湊東地域包括支援センター

七美 891                        TEL86-2125

（特別養護老人ホーム七美ことぶき苑内）

《小杉・下地区》

- ・小杉・下地域包括支援センター

大江 333-1                      TEL55-8217

（特別養護老人ホーム大江苑内）

《大門・大島地区》

- ・大門・大島地域包括支援センター

中村 20                         TEL52-0800

（特別養護老人ホームこぶし園内）

#### ★ お問い合わせ

- ・射水市小杉在宅介護支援センター池多

池多 822                        TEL56-9917

- ・射水市大島在宅介護支援センター

大島北野 33                    TEL51-6010

- ・射水市下在宅介護支援センター

加茂西部 64-1                TEL59-2002

#### ★ お問い合わせ

- ・社会福祉課 福祉企画係              TEL82-1951

- ・射水市社会福祉協議会 地域福祉課

小島 700-1                      TEL52-5190

- ・射水市社会福祉協議会 新湊支所

三日曾根 9-18                TEL82-8450

- ・射水市社会福祉協議会 小杉支所

戸破 4200-11                 TEL55-2813

## ② 福祉サービス

介護が必要となっても自宅や住み慣れた地域で、安心してその人らしく暮らし続けられるよう、在宅での生活を支える支援サービスを実施しています。

### ◎在宅福祉サービス

#### 1 ホームヘルプサービス

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らしの高齢者などの自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行の防止を目的としています。

- ★ 利用対象者  
要介護認定が非該当の方
- ★ 利用料  
訪問介護に係る介護報酬に準ずる額の1割に相当する額

#### 2 デイサービス

ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者に、デイサービスセンターやふれあいサロンにおいて、そのニーズ及び身体の状態に応じた日常動作訓練から趣味活動等のサービスを実施します。

- ★ 利用対象者  
要介護認定が非該当の方
- ★ 利用料（1日あたり送迎・入浴等込）  
介護予防通所介護に係る介護報酬に4分の1を乗じて算定した額の1割に相当する額及び食費

#### 3 ショートステイ

社会適応が困難な高齢者に、短期宿泊施設を利用し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図ります。

- ★ 利用対象者  
要介護認定が非該当の方
- ★ 利用料（1日あたり）  
介護予防短期入所生活介護に係る介護報酬に準ずる額の1割に相当する額及び食費、滞在費

#### 4 配食サービス

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などで、調理が困難な方の居宅に週1回訪問して、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認も行います。

☆新湊・下地区：木曜日の昼食  
小杉地区：金曜日の昼食  
大門・大島地区：金曜日の夕食

- ★ 利用料（1食あたり）  
200円

#### 5 寝具洗濯乾燥

寝たきりなどで寝具類（掛・敷布団など）の衛生管理が困難な高齢者に、年2回を限度に洗濯及び乾燥等のサービスを実施します。

- ★ 利用料  
無料（羽毛等の特殊なものは、一部自己負担あり）

## 6 高齢者が住みよい住宅改善

高齢者が住み慣れた家庭でできるだけ長く生活できるように、住居のバリアフリー化等の改善をした場合に、経費の一部を助成します。

※介護保険の住宅改修費が優先されます。

※事前申請が必要です。

★ 利用対象者及び助成額

◆要支援及び要介護認定を受けている方で、所得税非課税世帯の方

・補助対象経費（上限 70 万円）の 3 分の 2 を助成

◆要介護認定が非該当で所得税非課税世帯の方

・補助対象経費（上限 45 万円）の 3 分の 2 を助成（手すりの設置、段差解消の工事に伴う経費）

・補助対象経費（上限 45 万円）の 3 分の 1 を助成（トイレの改修に伴う経費）

## 7 おむつ支給

在宅の寝たきりの方で、常時おむつを使用している要介護高齢者に、おむつ引換券を申請のあった翌月から交付します。

★ 支給対象限度額 7,560 円/月

★ 助成額

・市民税非課税世帯→全額補助

・市民税課税世帯→3 分の 2

## 8 認知症高齢者徘徊 SOS 緊急ダイヤル（平成 23 年度新規事業）

認知症高齢者が地域で徘徊し行方不明になったときに、専用のダイヤルに連絡すると、市内の協力団体等へ徘徊情報をメールで配信し、協力できる可能な範囲で捜索、通報、発見、保護や見守りを行います。

※この事業は地域の各種団体や事業所等のご協力により行うもので、確実に保護できるものではありません。

★ 利用対象者

認知症による徘徊のおそれがある方

★ 利用料 無料

## 9 徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者の居場所を家族に伝える位置検索システムの利用料を助成します。

★ 利用料

加入料及び契約時に必要な費用

## 10 高齢者外出支援サービス

日常的に車いすを利用している在宅の要介護高齢者に、車いす等対応タクシーに利用できる利用券を交付します。

※福祉タクシー利用券又は福祉ガソリン給油券受給者、移送サービス利用者、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。

★ 交付枚数

500 円券を 1 箇月あたり 6 枚(年 72 枚)

## 11 移送サービス

要介護状態のひとり暮らし高齢者等に、通院等医療機関への送迎サービスを行います。

☆対象者：①重度身体障害者（1・2級）  
 ②療育手帳の交付を受けている方（A・B）  
 ③精神障害者（1・2級）  
 ④要介護1以上に該当するひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯  
 ☆運行範囲：射水市、高岡市及び富山市（片道おおむね20km以内）

- ★ 利用料 無料
- ★ 利用回数 月4回（片道1回）まで
- ★ お問い合わせ
  - ・射水市社会福祉協議会 地域福祉課  
小島700-1 Tel.52-5190
  - ・射水市社会福祉協議会 新湊支所  
三日曾根9-18 Tel.82-8450
  - ・射水市社会福祉協議会 小杉支所  
戸破4200-11 Tel.55-2813

## 12 日常生活用具の給付等

援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に、次の日常生活に必要な福祉用具を給付または貸与します。

### (1) 給付品目

- ア 電磁調理器
- イ 火災警報器
- ウ 自動消火器

### (2) 貸与品目

- ア 緊急通報装置  
 安否確認のため協力員3人の登録が必要です。
  - ① 日常の安否確認  
 （月2回のお元気コールセンターから）
  - ② 緊急連絡（緊急時に登録された親族等に連絡する）
  - ③ 緊急ボタン（通話料利用者負担）  
 相談ボタン（フリーダイヤル）  
 （コールセンターにつながる。コールセンターには365日24時間看護師又は保健師が常駐）
  - ④ 人感センサー3台設置（日常の行動パターンをデータ化し、日常の動きが感知できない場合に、コールセンターに通報され、本人宅に連絡する。連絡がとれない場合は協力員に連絡をとる。）
  - ⑤ 火災センサー1台（熱感知式）

イ 福祉電話

### 負担金（給付品目のみ）

用具の購入等に要する費用の一部又は全部を世帯の所得に応じて負担

	利用者世帯の階層区分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円
B	前年所得税非課税世帯	0円
C	前年所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	16,300円
D	前年所得税課税年額が 10,001円以上 30,000円以下の世帯	28,400円
E	前年所得税課税年額が 30,001円以上 80,000円以下の世帯	42,800円
F	前年所得税課税年額が 80,001円以上 140,000円以下の世帯	52,400円
G	前年所得税課税年額が 140,001円以上の世帯	全額

- ★ 利用料 無料  
 ただし、緊急ボタン、センサーからの自動通報等の通話料は利用者負担

- ★ 利用料 基本料等無料

### 13 ミドルステイ

やむを得ない事由により、中期にわたり在宅での介護が困難となった高齢者が、介護保険のショートステイの期間を含めて最長3箇月間、特別養護老人ホーム等に滞在できます。

#### ★ 要介護者等の利用料

- ・生活保護世帯  
介護保険法における食費の負担限度額及び滞在費の負担限度額の合計額
- ・その他世帯 次の(1)及び(2)を合算した額
  - (1) (介護予防)短期入所生活介護に係る介護報酬に準ずる額(ただし、送迎加算は除く)の1割に相当する額
  - (2) 食費・滞在費

### 14 軽度生活援助事業

介護保険のホームヘルプサービスでは対象としない日常生活の援助(清掃・草むしり・除雪等)を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の自立した生活の継続を可能にし、要介護状態の進行の防止を図ります。

#### ★ 利用料

利用に要する費用の1割及び原材料等

#### ★ 利用限度

1回2時間以内 月4回まで

### 15 訪問理容サービス

自らが理容店等で調髪を受けることが困難な高齢者で、要介護度4・5に認定された方、寝たきりの重度身体障害者に、理容師が居宅に訪問して理容サービスを実施します。

#### ★ 利用料

1回400円

#### ★ 利用限度

年2回

### 16 ひとり暮らし高齢者等除雪助成

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等で、所得税非課税世帯の方が、住居にかかる屋根の除雪に費やした経費の一部を助成します。

#### ★ 助成金額

1回10,960円まで

#### ★ 利用限度

1冬期間2回

### 17 高齢福祉推進員設置事業

ひとり暮らし高齢者が、地域で安心して生活できるよう、日頃から声かけや見守り、安否確認等を行っていただく高齢福祉推進員を委嘱します。高齢福祉推進員は、親族以外のどなたでもなることができます。

#### ★ 手続方法

民生委員などを通じて、ひとり暮らし高齢者福祉票を提出します。



## 18 家具転倒防止器具設置事業

地震災害時に備え、安全安心に暮らしていただけるよう、高齢者世帯において家具転倒防止器具の取付け費用を助成します。

### ★ 利用対象者

- ・70歳以上の住民税非課税世帯で、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、住民税非課税世帯

### ★ 助成額

1件 8,000円(限度額)

## ◎手当等

### 1 在宅要介護高齢者福祉金

介護保険で要介護度4、5に認定された在宅の高齢者に、本人及び世帯の生計中心者が一定の所得以下の場合に福祉金を支給します。

### ★ 支給金額

年額 60,000円(月額5,000円)

### 2 在宅福祉介護手当

常時介護を要する要介護度4、5に認定された高齢者と同居し、在宅で介護している方に介護手当を支給します。

### ★ 支給金額

年額 30,000円(月額2,500円)

### 3 敬老福祉年金

満70歳以上で、市内に1年以上居住している公的年金未受給者(外国人を含む)に、福祉年金を支給します。

### ★ 支給金額

年額 36,000円(月額3,000円)

## ◎権利擁護対策

### 成年後見制度利用支援

介護保険サービスや障害の福祉サービスを利用するときに「成年後見制度」を利用する必要のある方が、身寄りがない、費用負担が困難である等の理由から、制度を利用することが困難であると認められる場合に、成年後見制度の利用に必要な経費を助成します。



### ③ 生きがいつくり

高齢化が進む中で活力ある社会を維持するため、高齢者の「生きがいつくり」とともに、「地域（社会）貢献」につながる社会参加活動への促進を図ります。

#### ◎社会参加活動等

##### 1 老人クラブ活動

市内には約 160 の老人クラブが組織され、約 14,000 人の方が会員として加入しています。

各クラブでは、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っています。

- ★ 加入対象者  
おおむね 60 歳以上の方
- ★ お問い合わせ  
・ 射水市老人クラブ連合会  
戸破 4200-11 小杉社会福祉会館内  
Tel55-1418

##### 2 シルバー人材センター

自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に、臨時的かつ短期的な仕事を提供することにより、高齢者の就業機会の増大と能力を生かした地域社会づくりに貢献することを目指しています。

- ★ 加入対象者  
おおむね 60 歳以上で働く意欲のある方
- ★ 仕事等の申し込み・お問い合わせ  
・ 射水市シルバー人材センター（本所）  
三ケ 880-1 Tel55-8817  
・ 新湊支所  
善光寺 37-12 Tel82-8448

##### 3 福祉入浴券交付事業

在宅の高齢者に、市内の公共施設又は公衆浴場等で利用できる入浴券を交付し、それらの施設を利用することで健康の保持増進及び市民相互のふれあいを図ることを目的としています。

- ★ 利用対象者  
平成 24 年 4 月 1 日現在、満 70 歳以上の方、及びおおむね 65 歳以上でひとり暮らしの登録をしている方
- ★ 交付枚数  
年 12 枚

##### 4 節目祝い事業

満 100 歳の誕生日を迎えられた方に祝状と祝品を贈呈します。

## ◎施設

### 1 ふれあいサロン

高齢者の健康講座や趣味活動に利用していただく施設として、市内に5箇所設置しています。高齢者同士の団らんの場を提供し、健康教室、各種講座やレクリエーションなどを実施しています。

また、地域の身近な施設を利用した地域ふれあいサロンを約200箇所で開催しています。

#### ★ お問い合わせ

- ・新湊中央ふれあいサロン（新湊小学校内）  
桜町 6-1 TEL82-7204
- ・新湊南部ふれあいサロン（塚原小学校内）  
松木 715 TEL82-7185
- ・小杉中央ふれあいサロン（小杉社会福祉会館内）  
戸破 4200-11 TEL55-4310
- ・いきいきサロン大門（大門児童館内）  
大門 164-2 TEL52-0273
- ・大島憩いのサロン（大島社会福祉センター内）  
小島 700-1 TEL52-5190

### 2 足洗老人福祉センター

高齢者の各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどを行う保養施設です。

また、この温泉は「あたたまりの湯」として身体に効果がありますので、お気軽にご利用ください。

#### ★ 利用対象者及び料金

- ・射水市内在住の方
- ・60歳以上の方 200円
- ・付き添いの方 250円
- ★ 利用日時
  - ・午前9時～午後4時  
(5/1～8/31 午前9時～午後4時30分)
- ★ 休館日
  - ・毎週金曜日（金曜日が祝日の場合はその翌日）
  - ・年末年始（12/29～1/3）
- ★ お問い合わせ
  - ・足洗老人福祉センター  
足洗新町 1-5 TEL86-2722

### 3 小杉ふれあいセンター

各種講座や催しを開催する等、市民の教養の向上、健康の増進及びコミュニティづくりの場を提供する施設です。

#### ★ 利用対象者

- ・射水市内在住の方
- ★ 利用時間
  - ・午前9時～午後9時30分  
(入浴時間は、午前10時～午後5時)
- ★ 利用料金
  - ・無料
  - ・入浴料金 大人 400円  
中人（6歳以上12歳未満）120円  
小人（6歳未満）60円
- ★ 休館日
  - ・毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）
  - ・年末年始
- ★ お問い合わせ
  - ・小杉ふれあいセンター  
南太閤山 17-1 TEL56-4080

# Memo